

氏名 \_\_\_\_\_

添付書類（家畜伝染病予防法施行規則 第21条の2関係）

## 1 農場の平面図

## ※ 記入する事項

- 農場までの道路（主要道路も記載してください）
- 畜舎の大きさ（例：縦〇m×横〇m 又は 縦〇間×横〇間など）
- 衛生管理区域と、仕切り（プランター、ロープ等）や看板の設置箇所
- 消毒設備の設置場所（消石灰帯や踏込消毒槽の設置場所）

注）農場で所有している平面図など添付して、必要事項を記入しても構いません

氏名

2 どのような方法で関係者以外の者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしているか、また、立ち入った者が家畜に触れないような対策の内容

〔 該当するものに○印（複数回答可） 〕

- 農場出入り口および畜舎出入り口に関係者以外の立ち入り禁止の看板設置  
（ 表示内容 ）
- 複数ある農場への出入り口を必要最小限にしている
- 畜舎内の通路にもフェンス、柵、ロープ等で仕切っている
- その他 [ ]

3 衛生管理区域や畜舎等の出入り口付近に設置した消毒設備の種類

〔 該当するものに○印（複数回答可） 〕

- 消毒ゲート
- 消毒マット（ 車両用 、 立入者用 ）
- 動力噴霧器
- 簡易消毒器（ 手押式 、 電気式 ）
- 踏み込み消毒槽
- 消石灰
- 手指スプレー
- その他（ ）

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（馬の所有者は記入の必要がありません）

- 家畜の種類・飼養面積・飼養頭数を記入してください
- 畜種や畜舎が複数の場合は分けて記載してください

畜種	区分	畜舎			飼養頭羽数 b	飼養密度 $m^2 a/b$
		畜舎名等	面積 $m^2$ a	縦 $m$ × 横 $m$		

【 補足事項等 】

氏名

## 5 埋却用地の確保状況 (馬の所有者は記入の必要がありません)

- (1) 埋却地の確保状況 ・ はい (確保している)  
 ・ いいえ (次の (2) ~ (8) の記載は不要)
- (2) 埋却用地の所在地 ( ① )  
 ( ② )
- (3) 埋却用地が自己の所有する土地でない場合
- イ. その所有者の氏名又は名称 ( ① )  
 ( ② )
- ロ. 当該土地の利用に関する契約書等の内容 (該当するものに○印)
- ・ 承諾を得ているが、契約などはしていない ( 箇所中 箇所 )
  - ・ 承諾を得て、契約している ( 箇所中 箇所 )
- ※ 契約している場合は内容を記載 (利用期限、利用条件、用途など)  
 ※ 内容を記載した書面の添付でも可
- ( ① )  
 ( ② )
- (4) 埋却地の面積 (複数ある場合はすべての箇所を記載)
- ①  m ×  m =  m<sup>2</sup>  
 ②  m ×  m =  m<sup>2</sup>
- (5) 埋却地の利用状況 【 該当するものに○印 (複数回答可) 】
- ・ 山林
  - ・ 原野、空地
  - ・ 採草地
  - ・ その他 ( )
  - ・ 休耕田
- (6) 農場から埋却用地までの距離 (複数ある場合はそれぞれ記入)
- ①  Km ②  Km
- (7) 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明  
 【 該当するものに○印 】
- ・ 説明し、承諾を得ている
  - ・ 説明していない
  - ・ 説明はしているが、承諾は得ていない
- (8) その埋却予定地を使用するにあたって留意しなければならないこと  
 【 該当するものに○印 (複数回答可) 】
- ・ 道路を拡張したり、整地等をしなければならない
  - ・ 山林の伐採が必要
  - ・ 水源・河川が近いので、埋却物の流出防止対策が必要
  - ・ 特になし (すぐ埋却できる)
  - ・ その他 ( )

氏名

## 6 埋却以外の処理方法を検討している場合 (馬の所有者は記入の必要がありません)

## (1) 焼却施設や化製場の名称と所在地

名称 ( )

住所 ( )

## (2) 農場から焼却施設や化製場までの距離

焼却施設まで  Km , 化製場まで  Km

## (3) 焼却施設や化製場の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明

- ・ 説明し、承諾を得ている
- ・ 説明はしているが、承諾は得ていない
- ・ 説明していない

## 7 埋却用地のほか、焼却施設や化製場を確保していない場合、これらを確保するための取り組み状況

【 該当するものに○印 】

- ・ 埋却候補地の所有者と相談している
- ・ 農協や役場の担当者と相談している
- ・ 候補地を探している
- ・ その他 ( )

## 8 大規模所有者の場合

- ・ 担当獣医師の所属名称 ( )  
( 診療施設名など )
- ・ 担当獣医師名 ( )

※ 飼養家畜が農林水産大臣の定める一定の症状を確認した場合、従業員が休日や夜間等に、家畜保健衛生所へ直ちに通報する仕組みを記載した書類等の写しを添付してください